

山 監 査 第 1 0 4 号
令和 8 年（2026 年） 9 月 1 8 日

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項及び山陽小野田市監査基準第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第 1 9 9 条第 9 項及び山陽小野田市監査基準第 1 6 条の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 江 本 勝 一

山陽小野田市監査委員 藤 岡 修 美

- 1 報告内容
別紙のとおり
- 2 報告書提出先
山陽小野田市長、山陽小野田市議会及び山陽小野田市選挙管理委員会
- 3 報告書提出年月日
令和 8 年 9 月 1 8 日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第199条第4項及び山陽小野田市監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び山陽小野田市監査基準第13条第1項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

選挙管理委員会事務局

3 監査の期間

令和8年8月17日から令和8年9月14日まで

4 監査の着眼点

定期監査に関する着眼点に基づき実施した。

5 監査の方法

今回の監査は、選挙管理委員会事務局にあっては令和7年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

6 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

(1) 物品購入について

物品購入に係る契約締結において、手続きが不適切なものがある。

見積合わせによる業者決定の際は、提出見積書の内容を正確に確認し、決定されたい。あわせて、見積書の提出を依頼する際、封入、封緘したものを提出するよう指示し、競争性、公平性及び透明性を確保するためにも、また、第三者から見て疑義が生じることのないよう処理を行われたい。

【選挙管理委員会事務局】